

ゆうあい、

VOL.55

特別養護老人ホーム ゆうあいホーム / 大竹市養護老人ホーム ゆうあいの里 / ゆうあいホーム短期入所生活介護事業所 / デイサービスセンターゆうあいホーム / 訪問介護事業所ゆうあい / 居宅介護支援事業所ゆうあい / 訪問入浴介護事業所ゆうあい / 訪問看護事業所ゆうあい / 介護タクシーゆうあい / 小島新開の家デイサービスセンター / 小島新開の家デイサービス事業所 / 認知症対応型共同生活介護グループホームふきのとう / 小規模多機能型居宅介護ふきのとう



発行 社会福祉法人 広島友愛福祉会 大竹市玖波4 - 8 - 8 TEL 0827-57-7500 発行責任者 立山 道男

要援護者の権利を守る制度について

新年あけましておめでとうございます。今年も施設サービス・在宅サービスとも地域の皆様とともに歩みたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、皆さんは「成年後見制度」ということばをご存知でしょうか？この制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々を保護し支援する制度です。私も介護支援専門員として、大竹市福祉事務所の担当者、大竹市地域包括支援センターの社会福祉士に指導を受けながら、必要な方に「成年後見制度」の利用をおすすめしています。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為などをおこなう制度です。任意後見制度とは、本人の判断能力があるうちに将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活・療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

また、社会福祉協議会がおこなう、福祉サービス利用援助事業（かけはし）も、福祉サービスの利用申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の管理など、判断能力がやや低下した方の財産保全等に重要な制度です。

生活支援員の方の訪問は大きな安心を利用者に与えます。

認知症、知的障害、精神障害等要援護者の方と共に生きる地域社会にとって、成年後見制度・福祉サービス利用援助事業は、大きな味方になる制度だと思います。その他様々な制度・社会資源を利用して、判断能力が低下した方も健やかに過ごせる地域づくりに今年も取り組みたいと思います。引き続き皆様のご支援をお願い申し上げます。

ゆうあいホーム在宅ケア支援室
田原幸宣

